主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人平松勇の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。(所論第一点にいう原判示ほ、被告人がAと共謀の上、電産本部の保管金を銀行機関を通じ自己のために払戻し横領したという趣旨に帰するもので、所論の違法はない。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一〇月二二日

最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重	券	勝	谷	小	裁判官
郎	\	<i>/</i> \	田	藤	裁判官
郎	<u> </u>	咱	村	谷	裁判官